

東庄小学校屋内運動場空調設置事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり告示する。

令和7年8月15日

東庄町長 岩田 利雄

1 趣 旨

この要領は、東庄小学校屋内運動場に空調設備を設置し、今後、夏季の猛暑等により教育活動中の児童が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、避難所施設として使用を想定した場合の良好な室内環境を確保すること及び安全性の向上に寄与することを目的として、東庄小学校屋内運動場空調設備整備事業に係る設計・施工業務等を一括して実施する事業者を公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定するものである。

2 業務概要

（1）事業名称

東庄小学校屋内運動場空調設備整備事業

（2）業務内容

①東庄小学校屋内運動場の電気式空調設備（EHP）設置及び付随するその他業務

②現場調査、設計、施工、工事監理、および付随するその他業務

③不具合発生時の対応、修理、および付随するその他業務

（3）事業期間

契約締結の翌日から令和8年2月28日まで

（4）事業費限度額

金 49,800,000円（10%の消費税等を含む）

※税制度の変更及び現地調査結果に大きく乖離があった場合は、町と協議を行うものとする。

3 参加するものに必要な資格

実施要領「4 参加資格」に示すとおりとする。

4 必要な書類を示す場所

東庄町公式ホームページに掲載する。

5 手続きにおいて必要とする提出書類等

詳細は、実施要領「9 参加申込及び企画提案書等の提出」に示すとおりとする。

①提出期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）まで

（開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時00分）

②提出先

千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町教育委員会 学校教育係

③提出方法

窓口への提出

6 プレゼンテーション開催予定時期及び場所

(1) 日時 令和7年9月中旬から下旬

(2) 場所 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 会議室

7 事業者特定方法

実施要領「10 選定審査について」に示すとおりとする。

8 その他

実施要領及び仕様書の内容を十分に理解したうえで参加すること。

9 本件に関する照会

東庄町教育委員会 学校教育係

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131

電話番号 0478-86-2311

FAX 0478-86-2312

電子メールアドレス kyo.gako@town.tohnosho.lg.jp